

事業№	事業名	消費生活安定対策費				担当部署	部名	市民環境部
							課名	生活安全課
030							電話	52-7966
事業期間		開始年度	平成 17 年度	終了年度	—	予算科目	会計	一般会計
総合計画	施策の大綱	第 4 部 快適で安心して暮らせるまち					款	商工費
	政策名（章）	第 4 章 安心して暮らせるまちづくり					項	商工費
	施策名（節）	第 1 節 暮らし安全なまちづくりの推進					目	消費者行政推進費
	実施計画掲載	頁 個別計画						
根拠法令・要綱等		消費者基本法、消費者安全法、消費生活相談員設置要綱など						

事業目的	対象	誰を・何を	全市民
	意図	どのような状態に	多様化・複雑化する消費者被害に対して、消費生活相談を行うことで速やかに対応、解決に努める。市民が各種消費者被害に遭わないよう啓発を行う。各種消費者被害の情報収集を行う。
事業内容	手段	どのような方法で	○消費生活相談窓口（消費生活センター）を設置。 ○消費生活相談窓口の充実（消費生活相談員を週3日から5日に拡充） ○消費生活モニターの配置 ○消費者講座の開催 ○消費者被害に対する啓発物品の作成、配布など

補助金	類型区分			
	補助内容	補助区分	内容（基準単価・補助率等）	上限額

施設管理運営	施設名			管理形態	
				指定管理者名	
	構造・階数			指定管理期間	
	建築年度	改修年度		類似施設状況	
	耐震の有無	延床面積		民間施設状況	
	設備・規模				

施設等整備	総事業費		財源内訳（千円）	国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
	整備内容	平成21年度	平成22年度	平成23年度				

その他	特記事項等	
-----	-------	--

事業№	事業名	消費生活安定対策費	担当部署	部名	市民環境部
030			課名	生活安全課	
			電話	52-7966	

指標名	単位	H21年度実績	H22年度			H23年度目標	H 29 年度	
			目標	実績	達成率		最終目標	達成率
成果指標	利用者数 ※設定できる場合 ()	人						
	消費者講座受講者数	人	716	600	599	99.8	650	1,000
	消費生活相談解決率	%	100	100	100	100.0	100	100.0
活動指標	消費者講座開催数	回	19	15	20	133.3	15	
	年間相談可能日	日	242	242	242	100.0	244	

事業費・人件費	事業費		平成21年度決算	平成22年度決算	伸率	平成23年度予算
	事業コスト	直接事業費	1,117 千円	4,280 千円	283.2	3,985 千円
		人件費	9,860 千円	9,860 千円	0.0	9,180 千円
		退職手当引当金相当額	1,450 千円	1,450 千円	0.0	1,350 千円
		事業コスト計	12,427 千円	15,590 千円	25.5	14,515 千円
	財源内訳	国県支出金	千円	2,912 千円	皆増	2,346 千円
		その他	千円	千円		千円
		一般財源	12,427 千円	12,678 千円	2.0	12,169 千円
		当該事務従事職員数	1.45 人	1.45 人	0.0	1.35 人
		利用者1人当たりコスト	—	—		
		うち一般財源ベース分	—	—		

評価項目	点数	説明
必要性	4	国では消費者庁の設置等消費者問題を解決するための体制を整備し、消費者安全法などでも県や市に消費生活センターを設置し、消費者行政を強化するように推進している。射水市においても平成22年12月に設置済み。今後より多様化・複雑化する消費生活相談に迅速、適切に対応することが求められている。
有効性	3	複雑な消費者問題にさらされている市民が、迷ったり困っている消費者問題について、解決やその糸口を見つけ助言することは大変重要であり、市民の安心・安全なくらしに貢献している。
達成度	3	消費生活相談の内容は多様化・複雑化しているが、1事例ごとに個別に対応し、関係機関とも連携して解決率を100%としている。
効率性	4	現在、消費生活専門相談員を週5日配置したことで、より専門的な消費者問題も迅速、適切に対応できるようになっている。

評価結果 (1次)	A	現行(計画)どおり事業を進めることが適当
--------------	---	----------------------

評価結果を踏まえた今後の方針(改善内容)

市では、消費生活センター(窓口)を設置し、市民からの消費者問題の相談に対応したり、日々多様化・複雑化する消費者問題の情報収集、被害に遭わないために消費者講座などを行って啓発活動を行っている。現状では市民個人で複雑な問題を解決することは困難であり、市が消費者問題の被害から市民を守るために適切に相談に対応することや、消費者自身の自立を促すための教育をすることは義務であるとする。現行どおり継続して実施したい。

評価結果 (2次)	
--------------	--

評価委員会のコメント